

令和3年8月13日

那覇商工会議所

## 那覇商工会議所既存建物等解体工事 請負業者募集について

以下の要領で請負業者を募集します。

### I. 入札に関する事項

(1) 工事件名

那覇商工会議所既存建物等解体工事

(2) 工事場所

沖縄県那覇市久米二丁目2番10号

(3) 敷地面積

1,077.03 m<sup>2</sup>

(4) 建物規模

鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階塔屋2階

延床面積 2,449.18 m<sup>2</sup>

解体工事範囲は、地上部躯体と建物内装、及び設備機器等が対象となります

(5) 工事期間

契約日から令和4年2月28日(月)

(6) 工事範囲

工事範囲は、設計図書及び特記仕様書によります。

①準備（打合、近隣説明、家屋調査、特別管理産業廃棄物の調査など）

②仮囲、パネルゲートの設置

③高圧引込、電話のケーブル及び給水、排水、下水管類の撤去

④建物内装撤去（一般内装材）、分別積込搬出

⑤アスベスト含有建材等特別管理産業廃棄物の除去

照明器具撤去（本体、カバー、ランプ、蓄電池、安定器を分別）

⑥外周養生足場組立及び重機搬入に支障のある建物の先行撤去

⑦建物外周養生足場組立及び防音パネル設置

⑧地上部躯体解体撤去

同時に配管ダクト類, 各種盤、機器類等を分別集積

⑨キュービクル撤去搬出 (内蔵有価物を分別)

⑩外構工作物解体撤去

⑪整地 (外周部)

⑫後片付け, 検査

(7) 資格審査

事後審査型として、入札参加資格の審査を改札後に行います。

(8) 予定価格

予定価格は、事後公表とします。

(9) 最低制限価格

入札に対して最低制限価格を設定します。

## II 公募期間等

令和3年8月16日(月)～令和3年9月1日(水) 午後3時迄

(1) 参加資格

以下の要件を満たす者を参加有資格者とします。

- 1) 参加申込は単独企業とする。
- 2) 参加企業は、那覇商工会議所会員企業であること。(基準日: 令和3年3月31日時点)
- 3) 参加企業は、那覇市内に本店を有する企業であること。
- 4) 参加企業は、令和3・4年度において沖縄県の“建設工事登録業者で建築工事業において特Aランク以上”で登録されていること。
- 5) 参加企業は、過去10年以内(平成23年4月1日から令和3年7月30日まで)に完了した沖縄県内の延床面積2,000㎡以上の解体工事の工事实績を有すること。
- 6) 参加企業は、過去10年以内(平成23年4月1日から令和3年7月30日まで)に完了した沖縄県内のアスベスト除去工事の工事实績を有すること。  
※外壁アスベスト除去工事については、外壁アスベスト除去工事の実績及び専門知識を有する者にて行うこととする。
- 7) 落札した企業は、今後、発注が予定されている「中小企業振興会館建設事業」の施設建築物工事の元請負業者として参加することはできない。

## (2) 参加制限

以下のいずれかに該当する者は、参加企業となることはできません。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2) 沖縄県、那覇市の指名停止措置を受けている者
- 3) 破産法（大正11年法律第71号）に基づき破産手続き開始の申立がなされている者
- 4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者
- 5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者
- 6) 会社法（平成18年法律第66号）に基づき会社の特別清算の申立がなされている者
- 7) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、那覇市税を滞納した者
- 8) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。））である者

## (3) 技術者の配置

技術者の配置は、以下のとおりとします。

- 1) 現場代理人は工事現場に常駐で配置できること。
- 2) 主任技術者又は監理技術者は、次のいずれかの資格を有し、かつ同等の実務経験を有するものを開札日において配置できること。
  - ・一級建築士・二級建築士
  - ・一級建築施工管理技士・二級建築施工管理士
- 3) 主任技術者は、請負金額が3,500万円（建築工事の場合は7,000万円）以上となる場合は専任で配置できること。
- 4) 下請契約金額の合計額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上となる場合は主任技術者に代えて建設業法による資格を有する監理技術者を専任で配置できること。
- 5) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、請負者と直接的雇用関係があること。
- 6) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、兼務することができる。

## (4) 参加調書の提出

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加調書を令和3年8月16日（月）から令和3年9月1日（水）午後3時迄までに那覇商工会議所に持参又は郵送（必着）で提出してください。参加調書の様式は、那覇商工会議所ホームページからダウンロードして入手してください。

(5) 交付図書

様式は、那覇商工会議所ホームページからダウンロードできるようにしますが、詳細図面等 (CD) は那覇商工会議所にて配布します。(ご来所の際は、事前にお電話ください。) ただし、建築物解体工事共通仕様書(国土交通省監修)は、参加者各自で入手してください。

(6) 今後の予定

今後の予定を別図に示します。但し入札日以降は予定であり、今後変更されることもあります。

(7) 窓口、問い合わせ先

那覇商工会議所 総務部

担当者：福地、照屋、津嘉山

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル6階

TEL：098-868-3758

FAX：098-866-9834

E-mail：[cci-naha@nahacci.or.jp](mailto:cci-naha@nahacci.or.jp)

### Ⅲ 質疑回答

(1) 質 疑

質疑は、別紙質疑書により行うこととします。

提出期限 令和3年8月16日(月)から令和3年8月25日(水) 午後3時まで

提出方法 様式に記入のうえ、担当窓口のメールアドレスに電子メールの添付ファイルとして送付してください。また、件名は「那覇商工会議所既存建物等解体工事 質疑書 ●●」(●●は提出企業名)としてください。電子メール送信後は速やかに担当窓口で電話連絡をとり、着信の確認をしてください。

提出先 那覇商工会議所 総務部

担当者：福地、照屋、津嘉山

TEL：098-868-3758

E-mail：[cci-naha@nahacci.or.jp](mailto:cci-naha@nahacci.or.jp)

(6) 質疑回答

質疑回答は、那覇商工会議所ホームページ上で公表します。

質疑回答 令和3年8月31日(火) (予定)

## IV 入札

### (1) 入札

開札日時 令和3年9月7日(火)午後3時

開札場所 那覇商工会議所 会議室

沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル6階

決定方法 入札書中、落札予定価格以下の最低価格をもって落札とします。ただし、別に最低制限価格を設定することとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。また、最低価格の入札書が2通以上あるときは、抽選により落札候補者を決定します。詳細は別紙入札心得をご参照ください。

無効入札 入札心得を参照ください。

落札保留 開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とします。

### (2) 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

1) 入札保証金は、免除する

2) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、同等の履行保証保険契約の締結がある場合は免除する。

3) 前金払は、契約金額の10分の2とする

4) 部分払は、行わない

5) 那覇商工会議所既存建物等解体工事を落札、契約した者が、請負代金額を変更するときは、原則として「設計書の金額×落札率」により、その金額を定めるものとする

### (3) 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

提出された資格審査書類を審査し、落札者を決定します。

ただし、事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たさないと判断された場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札候補者として、事後審査を行います。

### (4) 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

1) 提出期限 令和3年9月10日(金)午後3時まで

2) 提出方法 下記の資格審査書類を持参にて提出すること

- 3) 提出書類
- ① 沖縄県指名競争入札適格審査合格通知書の写し
  - ② 参加資格となる工事の施工実績を証する書類
  - ③ 配置予定技術者の資格等を証する書類

④誓約書

⑤入札時の提出書類工事費内訳書（様式は自由）

(5) 注意事項

入札は、本入札要綱書に定めるほか、入札心得に従い実施します。

[一般事項]

- ①本事業は、沖縄振興特定事業推進費補助金を受けた国庫補助対象事業として実施しています。したがって、会計検査院による会計検査対象事業となるため、工事に係る記録保存、数量等記録確認等は万全を期す必要があり、落札者にはこれに協力していただくことを前提とします。
- ②本事業は、補助事業としての位置付けがなされていることから、公共事業に準じた事業施行を求められます。したがって、本工事に着手するに当たっては、本事業の主旨を十分に理解したうえで、法令等を遵守のうえ工事を進めていただきます。
- ③沖縄県赤土流出防止条例に関して、適切な手続きを行なっていただきます。
- ④特記仕様書記載の通り、当該建物の一部にアスベストの存在が確認されています。関係法令を遵守した適切な工事、処分を行っていただきます。
- ⑤添付資料の「参考数量書」は解体の目安として提示しています。入札に際して図面及び現地確認の上、積算をお願いします。

[業務進捗報告]

業務進捗報告については、業務着手前にその方法、頻度及び時期に関し、発注者と協議のうえ取りまとめ、その決定事項に従い、都度報告し了解、確認を取ることとします。

[環境影響配慮]

本工事は前述の通り公共性が極めて高く、また近接して居住者・営業者等も多い中心市街地での解体工事となるため、注目度・認知度が高くなります。したがって、騒音・振動・悪臭等の発生防止、有害廃棄物の適切な処理等の環境配慮には特に万全を期すよう仕様書にも記載しており、請負者の責務として実行していただきます。

## V 契約

(1) 契約

令和3年10月1日（金）（予定）とします。

契約内容及び添付書類については、別途協議のうえ定めるものとします。

(2) 契約期間

令和3年10月1日（金）～令和4年2月28日（月）（予定）

落札者には、落札者決定後直ちに業務着手指示書を発行し、あわせて建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）届出を委任しますが、法令に基づき、工事着工は届出の1週間後以降となります。

## 別図 入札日程



※現場説明会は実施しません。